早島町特殊詐欺等被害防止対策機器設置助成金交付事業の流れ

申請者	早島町（町民課）

1．見積書の作成依頼

※工事費及び利用料は対象外

2．交付申請書の提出

以下の書類を揃えて提出すること。

①交付申請書（様式第1号）

②機器の機能が分かるカタログ等の写し

③商品名や型番等が分かる見積書

→ 審査

↓

3．交付決定の通知 → 交付決定通知書の受領

↓

4．対象機器の購入

※購入店に代金を支払い、領収書を受領すること。

領収書

（申請者）様 ← **申請者の氏名**

○○電気店 印

合計金額	11,000円
購入品	
△△電話機 DE-NW19/WR	10,000円
消費税 (10％)	1,000円

△△電話機 DE-NW19/WR ← **商品名や型番等が分かるもの**

※補助対象は実際にご負担いただいた代金です。

ポイントご利用分等は対象となりません。

5．実績報告書の提出

以下の書類を揃えて提出すること。

①実績報告書（様式第5号）

②領収書の写し
③保証書の写し
} **商品名や型番等が分かるもの**

※購入日から30日以内に提出すること。

→ 審査

↓

6．助成金額の確定 → 交付確定通知書の受領

↓

7．請求書の提出（様式第7号） → 請求書を受領

↓

助成金の支払い → 請求書に記載された口座へお振込み